

兵高教組

2024年6月21日

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

調査情報 7号

運動部の引率3人を2人分にし、更に事後28%減額カット 県立高校・特別支援学校「自腹を切る」教職員 ～安全配慮も費用弁償の考えも無いものか～

5月25日、高教組は第108回の定期大会を開催しました。タイトルは、神戸市内の県立高校での実態を報告した代議員の発言を要約したものです。出張伺いの段階で、予算不足と言われていましたが、出張後に、説明もなく更に28%も減額されていました。「予算超過のために減額支給」と回答していますが、こんな方法は仕方が無いのでしょうか。
いま、他校でも教職員の「自腹」が目立ってきています。

Stop Self-pay!



◎A高校、生徒引率の出張後の支払いで28%カット

3月の部活動の出張伺いを3人で引率と提出後、管理職から予算不足のため2人で引率との指示がありました。しかし、顧問の経験上、生徒の安全配慮から必要と考え、2人分の予算で3人で引率することを管理職に認めさせていました。

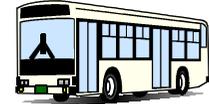


(イラストと本文とは無関係です)

4月の引率費用支給は、説明も無くさらに二人当たり28%のカットがされていました。支給後に気づいた組合員の指摘で、カットしたことを管理職が認めました。教職員が引率業務のために立て替え費用を削減し「自腹」で対応せよとのこと。

◎特別支援学校介助員の通勤手当、22日目から「自腹」

特別支援学校で勤務している介助員、生活学習支援員（教室での学習支援、着替えや排泄などの生活支援などが業務、介助員にはスクールバス添乗も）は、会計年度任用職員として任用されています。



勤務した時間や日数に応じて賃金が発生し、通勤手当も勤務日分支給されるべきです。しかし、兵庫県障害児学校教職員組合（「高教組」の組織、「障教組」とよばれる）の介助員部から、1ヶ月に22日勤務した日の通勤手当が21日分しかなく、今年10月は22日目あるが、また出ないのだろうか、と質問がありました。

県教委は、「給与条例に定める上限額を超えることはできない」ので22日目は支給できないと一方的です。高教組から「自腹ですか」の問いには具体的な回答はありませんでした。

◎修学旅行の宿泊代、一定額以上は出せない

泊を伴う学校行事において、円安・インバウンドの影響か定かではありませんが、東京付近（A地域）の宿泊費が高騰し、県教委が定めた規定を超えた場合、教員個人の支出となっています。（※A地域は、東京・京都・広島。支給額は11,800円までの実費弁償）

引率に伴う2号業務の手当（日額5,100円）が出ているため「赤字」という印象をもたれない方もいますが、自分の手当から差し引かれていることには変わり無く「自腹」です。生徒引率のため、宿泊先変更等できないのに。



※神戸市教育委員会は2024年5月31日「東京圏における宿泊料の取扱について」との通知の中で、東京圏の上限12,500円を特例的対応として、上限を超えて実費支給が可能として市内の幼稚園・小・中・高校の園長・校長に伝えています。

Don't lose hope!